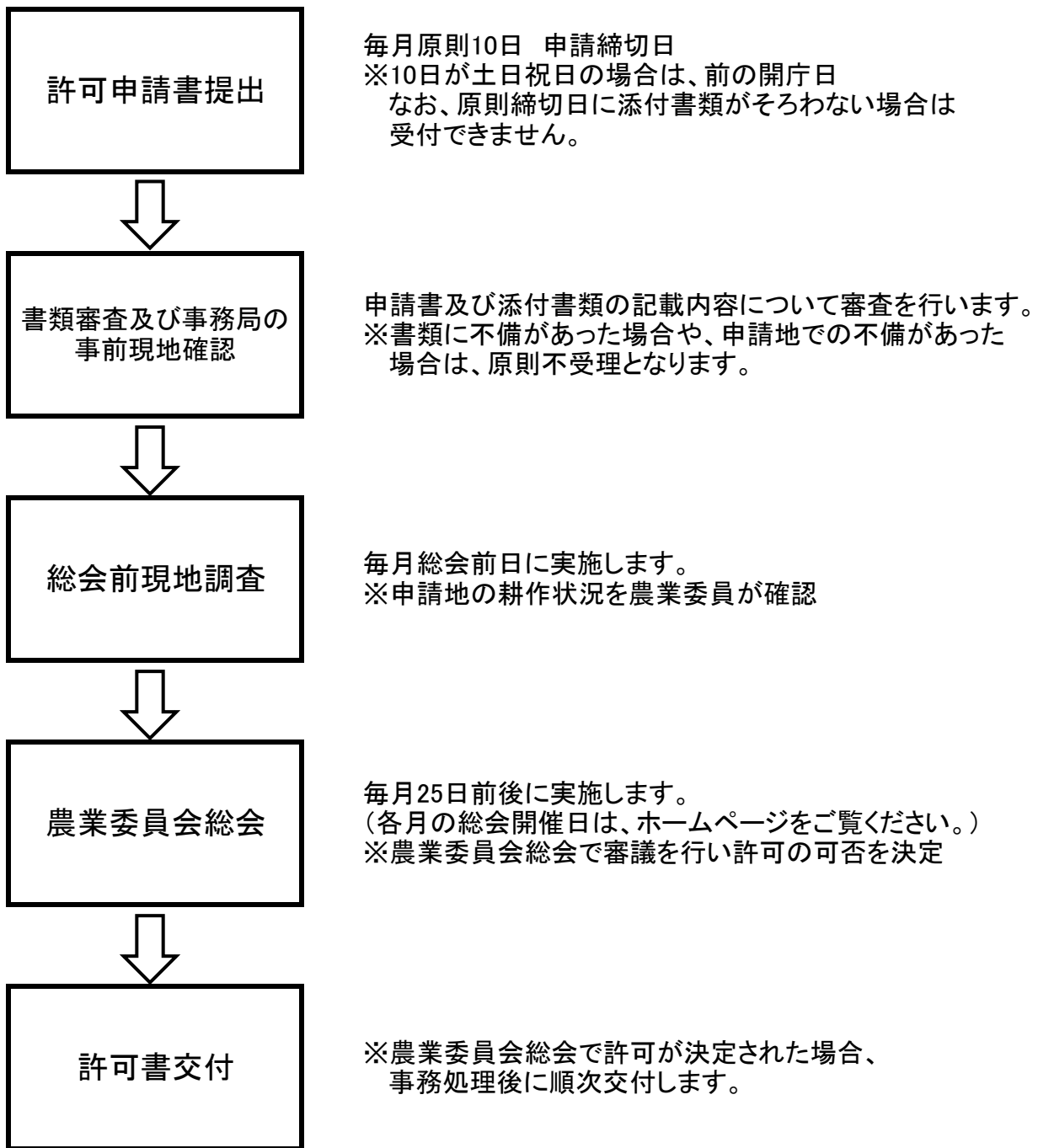


## 農地法第3条許可事務処理フロー図



### 事務局からのお願い

※申請締切日に書類がそろわない場合原則受付できません。  
また、申請案件についても、農地法に照らし合わせた審議が行われるので必ず許可になる  
訳ではありません。  
農業委員会で添付書類の確認や、事前相談を行うことをお勧めします。